第 237 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 6 年 7 月 24 日(水) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 00 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (36名)

1番　恩田 洋一	2番　石原 隆幸	3番　藤原 寿成	6番　古田川光彦
7番　永濱 孝之	8番　安部 治美	9番　石原 博	10番　高橋 正敏
11番　藤原 克巳	12番　和久利 勝	13番　石原 敬士	15番　立石 覚
16番　大坂 茂	17番　安部 傭造	18番　金倉 弘美	19番　藤井 卓
20番　八澤 幹夫	21番　森合 健一	22番　藤原 昭則	24番　佐藤 昌利
25番　石原 宏二	26番　賀元 亨	27番　若月 勝久	28番　藤原 修
29番　藤原 功	30番　山田 幸則	31番　白名 貴美子	33番　新田 昭喜
35番　浅野 保男	36番　川西 雄二	37番　小池 俊彦	38番　堀尾 敏久
39番　大塚 真人	40番　安部 秀男	41番　梅木 達也	42番　松島 昭夫

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原ゆう子

5. 欠席委員 (7名)

4番　藤原 康正	5番　岩田 孝史	14番　和久利 健	23番　渡部 雅一
32番　嵐谷 行徳	34番　卜藏 秀夫	43番　原田 二朗	

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届け出について
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一括方式）
議案第４号　農用地利用集積計画の承認について（利用権の設定）
議案第５号　奥出雲農業振興地域整備計画の変更について
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第237回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は4番　藤原委員、5番　岩田委員、14番　和久利委員。出席者は18名中15名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は23番、32番、34番、43番の4名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、15番　立石委員、16番　大坂委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和6年7月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積254㎡他で計3，059㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。解約届出日　令和6年6月25日。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和6年6月21日。解約の理由、所有権移転のため。 番号2、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積212㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和6年6月1日。解約の理由、所有権移転のため。 番号3、農地の所在　□□□□番、外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積747㎡他で計9，190㎡。賃貸人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。賃借人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。解約届出日　令和6年7月2日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和6年7月1日。解約の理由、双方の合意による。 以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等は行いません。 次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和6年7月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は254㎡他で計3，059㎡。権利種別、3条有償移転。対価は総額◇◇◇◇円。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は108．7aです。 番号2、農地の所在　□□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は494㎡。権利種別、3

事務局	条有償移転。対価は総額◇◇◇◇円。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は524．7aです。 番号3、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は191㎡他で1，636㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は16．3aです。 番号4、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は212㎡。権利種別、3条有償移転。対価は総額◇◇◇◇円。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は52．3aです。 番号5、農地の所在　□□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は426㎡。権利種別、3条有償移転。対価は総額◇◇◇◇円です。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は100．6aです。 番号6、農地の所在、□□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は501㎡。権利種別、3条有償移転。対価は総額◇◇◇◇円です。譲渡人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由、所有権の移転。譲受人氏名　△△△△、住所　●●●●番地。権利取得後の経営面積は105．6aです。番号6は番号5に隣接しております。 これらの案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事すると、見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、19番藤井委員、お願いいたします。
19番	議案第1号番号1につきまして19番藤井が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは、これまでずっと■■■■県にいらっしゃいまして、△△△△さんが代わりに耕作を続けていらっしゃいます。このたび○○○○さんのほうから、もう奥出雲町に帰ることもないので、終活も含めて、土地を整理したい、いま耕作をされている△△△△さんに所有権を移転したいという申し出があり、農業委員の和久利さん、石原さん、事務局を含めて、現地で評価をしていただき、地権者も、契約をされている△△△△さんも承諾されましたので、所有権の移転をするということで、合意解約ということになりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に番号2について、24番佐藤委員、補足説明をお願いします。

24番	議案第1号番号2につきまして24番佐藤が補足説明をさせていただきます。 この農地は、○○○○さんの家からはちょっと離れていますが、▲▲▲▲さんの家のすぐそばでして、○○○○さんも79歳で、畑を起こすのが精一杯という状態になったところ、▲▲▲▲さんはまだ若く、なんとかなるので協力したいということで、ご相談を受けています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 次に番号3について、8番安部委員、補足説明をお願いします。
8番	議案第1号番号3につきまして8番安部が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは、ずっと▽▽▽▽市のほうで居住をされています。圃場は◎◎◎◎自治会にございます。○○○○さんと△△△△さんは親戚という間柄でございまして、対価は無償での所有権移転です。△△△△さんは若く、農業にも関心をもっておられますが、今後の状況を確認させていただきながら、私のほうからも注視しながら、やっていきたいというふうに考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号3について承認することに決しました。 次に番号4について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第1号番号4につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 ■■■■地内の、○○○○さんから△△△△さんへの畑の所有権移転についてです。もともと△△△△家においてこの畑は管理されておりましたし、互いの合意のもとで解約ということですので、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号4について承認することに決しました。 次に番号5から番号6について、6番古田川委員、受け手が同じ△△△△さんですので、続けて補足説明をお願いします。

6番	議案第1号番号5から番号6につきまして6番古田川が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんと△△△△さんの土地は、これまで◆◆◆◆公園の一部になっておりました。この公園を廃止するということになったため、隣接する田圃をつくっておられ、◎◎◎◎をされている△△△△さんに買ってほしいというお話がありました。△△△△さんも、じゃあ買いましょうかというお話になったということでございます。△△△△さんはきちんと管理をされているかたで、問題はないと思っています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5から番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号5から番号6について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和6年7月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積10㎡。申請人氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。転用目的・施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は山林の中にあり管理が困難なため、申請地に新設したい。除地については、県の同意を得て、令和5年8月10日に許可されています。 この農地については、農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、24番佐藤委員、お願いいたします。
24番	議案第2号番号1につきまして24番佐藤が補足説明をさせていただきます。 現在の墓地は山林の中にあって、なかなか管理するのも大変で、昔から墓というものは高台とか、便利の悪いところにあることが多いですが、どうしてもみなさん高齢化とか、いろいろな関係で管理が難しくなって、こういう申請がありました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。

議長	次に議案第3号、農用地利用集積計画の承認について(利用権設定・一括方式)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年7月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構公益財団法人しまね農業振興公社を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1、農地の所在　□□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2，231㎡他で4，116㎡です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用権の設定を受ける者の氏名　農事組合法人△△△△、住所　●●●●番地。利用目的は田。期間は9年5カ月、賃貸借です。 番号2、農地の所在　□□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積1，790㎡他で9，274㎡。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。利用権の設定を受ける者の氏名　農事組合法人△△△△、住所　●●●●番地。利用目的は田。期間は9年5カ月、賃貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。ここで議長を交代いたします。
17番	それでは、会長の案件でございますので、私のほうで進めさせていただきます。番号1から番号2について、受け手が同じ農事組合法人△△△△ですので、29番藤原委員、続けて補足説明をお願いいたします。
29番	議案第3号番号1から番号2につきまして29番藤原が補足説明をさせていただきます。 両件とも、現場は◎◎◎◎地区▼▼▼▼地内にある、自宅前の圃場です。今回は、両名とも相続登記が完了したため、利用権の設定申請を行うものです。これまでも農事組合法人△△△△のほうで管理をしておりますので、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
17番	補足説明が終わりました。続いて番号1から番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1から番号2について承認することに決しました。
議長	次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権賃借)を上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年7月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積1，048㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1か月。賃貸借です。 番号2、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1，655㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は305．6a。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号3、農地の所在　□□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,987㎡他で6,094㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は919．4a。利用目的は田。期間は10年7か月、賃貸借です。 番号4、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は2,384㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は畑。期間は3年6か月、賃貸借です。 番号5、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は852㎡です。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は畑。期間は3年6か月、賃貸借です。 番号6、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は 2,438㎡のうち1，829㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　○○○○、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　△△△△、住所　●●●●番地。利用権設定後の経営面積は937．7aです。利用目的は田。期間は4年9か月、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること、の要件を満たしているものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。次に補足説明に入ります。番号1から番号2について、受け手が同じ△△△△さんですので、20番八澤委員、続けて説明をお願いいたします。
20番	議案第4号番号1から番号2につきまして20番八澤が補足説明をさせていただきます。 番号1について、こちらは再設定でありまして、△△△△さんと○○○○さんはずっと契約されており、ちゃんと管理のほうもされていますので大丈夫だと思います。 番号2について、こちらは新規ですけれども、この農地の周りが全部△△△△さんの田でして、全く問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて番号1から番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1から番号2について承認することに決しました。 次に番号3について、8番安部委員、補足説明をお願いします。
8番	議案第4号番号3につきまして8番安部が補足説明をさせていただきます。 この5つの圃場は、昨年まで■■■■さんが耕作をされていました。皆さん高齢になられ、草刈りも含めて非常に管理が難しくなったということで、今回、場所は離れておりますが、◎◎◎◎地区の△△△△さんにお願いをされたところであります。△△△△さんは、いろんな所で幅広く圃場を耕作されておりますので、問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について承認することに決しました。 次に番号4から番号5について、受け手が同じ△△△△さんですので、33番新田委員、続けて補足説明をお願いします。
33番	議案第4号番号4から番号5につきまして33番新田が補足説明をさせていただきます。 2件とも再設定でございます。畑は開パイで、△△△△さんにおかれましては、適正に管理されております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4から番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号4から番号5について承認することに決しました。 次に番号6について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第4号番号6につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 ◎◎◎◎地内の○○○○さんから、△△△△さんへの田の貸し付けについて、現場は、◇■◇■農道沿いの○○○○さん宅前の田圃で、4枚あります。農地としては1筆になっておりますが、もともと△△△△さんが個人で圃場を整備され、登記されたということでございます。1筆のうち、4枚ある田圃の3枚を貸し付けということでございます。また、△△△△さんは■■■■でございますが、先ほどの議案でもありましたように、積極的に耕作されておりますので、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて番号6について質疑に入ります。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号6について承認することに決しました。 次に議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について、を上程します。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について意見を求める。令和6年7月24日提出、奥出雲町長　糸原保。左方に用途区分変更と書かれている資料をご覧ください。計画の変更についてご説明いたします。件数1件、筆数3筆。面積ですと97．6㎡が今回の申請内容です。すべて追認案件となります。申請内容について一通り読み上げます。 整理番号1、土地の所在　□□□□番、地目は畑。面積191㎡のうち20．4㎡。土地所有者および事業計画者、ともに○○○○。変更の理由は農業用施設用地です。 同じく整理番号1、土地の所在　■■■■番、地目は畑。面積389㎡のうち63．6㎡。土地所有者および事業計画者、ともに○○○○。変更の理由は農業用施設用地です。 同じく整理番号1、土地の所在　▼▼▼▼番、地目は田。面積816㎡のうち13．6㎡。土地所有者および事業計画者、ともに○○○○。変更の理由は農業用施設用地です。 詳細については、6ページ以降の添付資料に位置図及び利用計画図を添付しておりますので、ご確認をお願いします。以上、ご審議の程よろしくお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。5番岩田委員。
5番	土地利用計画図を見ると、■■■■番と▼▼▼▼番の間、赤道(あかみち)が通っている上に倉庫があるように見えるのですが。
事務局	事務局で確認いたします。
17番	議案第1号番号3で無償移転した農地だが、耕作するから移転、ということで、新たに建てるということではないのですね。
事務局	建物に関しては、もうすでに20～30年前から建っており、新たに建てるということではございません。
議長	事務局長、来月へ持ち越してよいですか。
事務局長	赤道(あかみち)の件につきましては、建設課の所管となっておりますので、確認しまして、来月のところでご説明をさせていただければと思っています。

議長	それでは、議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更につきましては、今回は据え置きにさせていただいて、再度諮るということで、ご了解をお願いいたします。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	(事務局から事務連絡) ○令和6年度雲南地区農業委員会協議会(総会)研修会・懇親会について ○令和6年度農地パトロール(利用状況調査)について ○中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金、地域計画策定について
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は8月27日(火)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。